

## 環境影響評価審査会総会 会議録

- 1 日時：平成 29 年 9 月 22 日（金）9:30～12:00
- 2 場所：生田文化会館 大ホール
- 3 議題：
  - （1）大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス 3 期神戸沖処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書の審査について
  - （2）（仮称）新温泉風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査について
- 4 出席委員：服部会長、山下副会長、大迫委員、小谷委員、上甫木委員、川井委員、近藤委員、島委員、菅原委員、住友委員、田中委員、中野委員、西田委員、西村委員、藤川委員、増沢委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局长  
環境影響評価室長、審査情報班長他班員 3 名  
自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課、水エネルギー課
- 6 事業者：（1）大阪湾広域臨海環境整備センター  
（2）合同会社 NWE-09 インベストメント  
代表社員 日本風力エネルギー株式会社
- 7 傍聴者：1 名
- 8 配布資料  
＜資料＞
  - 資料 1：環境影響評価方法書の審査について（諮問）
  - 資料 2：計画段階環境配慮書の審査について（諮問）
  - 資料 3：環境影響評価法の手続の流れについて（フェニックス）
  - 資料 4：環境影響評価法の手続の流れについて（風力）
  - 資料 5：ご説明資料（フェニックス）
  - 資料 6：ご説明資料（風力）参考資料 1：大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス第 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について（答申及び知事意見）
- 9 議事概要
  - （1）大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス 3 期神戸沖処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価方法書の審査について

（事務局が資料 3 により、手続きの流れについて説明。その後、事業者が資料 5 により、方法書の構成、対象事業概要及び配慮書についての兵庫県

知事意見に対する事業者の見解について説明。)

〔質疑〕

(委員)

知事意見では、大気環境関係で「仮設工事用地などを設ける場合は、その用地における大気質、騒音及び振動の環境影響評価をなささい」ということが書かれていますが、資料5の14頁では、「環境影響に配慮して用地の選定を行います」という事業者見解となっています。それを「環境影響評価をするというように理解してください」という意味ですか。

(事業者)

仮設工事用地としては、現時点でどの場所に設置するかは決まっています。また、仮設工事用地については最終的に工事発注段階で決まるので、予め環境影響評価をするということは実施困難だと考えています。しかし、知事意見にいただいているとおり、例えば、交通量の多いエリアにそういうものを作った場合には、道路交通関係の環境に影響を及ぼす恐れもあるので、そういう点を用地の選定段階で配慮していくということで考えています。

(委員)

環境影響評価を実施するという回答にはならないということですか。

(事業者)

はい。

(委員)

資料5の15頁の水環境のところ、地形自体は改変しないので、潮流に対する変化はないというところは理解できますが、県知事の意見としては、水質への影響、特に溶存酸素量に対する影響を考えて、影響評価を行うべきであるとあります。護岸形状は変わらないが、周辺の水質自体が変わっていないのであれば、確かにその分に対する影響はないだろうと思いますが、実際には、その部分も含めて検討するという形にしないと知事意見を満たしたことはないのではないのですか。

(事業者)

周辺の水質を含めて評価はしますが、要因として、浸出液の処理水の排出が新たに生じることを調査しますという回答です。

(委員)

埋立免許が出た時期と今とで水質の環境が同じであれば、潮流の影響ということによって引き起こされる水質の変化はないというのはよいと思いますが、やはりその部分を含めて考えなければいけないのではないのですか。

(事業者)

知事意見にあるとおり、「潮流の流向及び流速の変化による溶存酸素量を含

めた周辺水質への影響の予測・評価を行う」ということなので、これに対しては答えられていると思います。今回の我々の事業は、外側はそのまま、中の埋立用材を残土から廃棄物に変えるということです。それによる変化というのは、それまで無いであろうとしていた浸出液の処理水が排出されるからということなのであって、その要因が護岸の変化ではありません。もちろん予測に用いるモデルについては、現在の流向、あるいは現在の水質を用いて行いますので、おっしゃるとおり影響評価を行うということです。

(事業者が資料5により、方法書の構成、対象事業概要及び配慮書についての兵庫県知事意見に対する事業者の見解について説明。)

[質疑]

(委員)

騒音問題については埋立地なので問題はありませんが、若干方法書で気になったところがあるのでそれだけ伺いたい。資料5の38頁の評価の手法で、「騒音規制法に基づく基準を満たしているか」と書いてありますが、騒音規制法の規制基準では、評価は敷地境界線でやるものです。住宅地で評価するものではありません。ここは埋立地と住宅地で1.8 kmぐらい離れていると思いますが、1.8 kmも離れてしまうと、覆土用機械や埋め立て用の船の稼働は距離減衰で70 dB以上減衰すると思います。だから、騒音規制法に整合しているかどうかという方法で評価するのは少し間違っているのではないかと思います。最初に騒音を測る時に、残留騒音というのがよく出てくるとと思いますが、この辺なら、おそらく昼間であれば40 dB前後、夜間は35~40 dBぐらいのところだろうと思います。そうすると、作業の音なんて70 dB以上減衰すると思います。そうすると、ここで騒音規制法に整合しているかどうかという方法はいかがなものでしょうか。せめて環境基準と合っているかどうかや、当然環境基準を押し上げないだとか、現状の残留騒音を押し上げないというそういった評価の値にしておいてほしいと思います。準備書までいってしまっただけからこれを言うのはちょっとどうかと思いますので、今の段階だから言います。ここはそういうふうに変えてもらった方がよいと思っています。これは次の浸出液処理施設についても同じです。ばっ気槽か何かあったとしても、構造的には大したことはないと思います。これだけ離れたところで、しかも騒音規制法の敷地境界線であって、敷地境界線がどこにあるのか分かりませんが、そういったところをどうやるのかと思っています。些細なことですが、評価の方法は、安易に「規制基準と比較します」といったことではなく、現実を考えて、作業による到達騒音が、現況の残留騒音レベルもしくは環境

基準を押し上げないということを評価の基準にすればよいのではと思います。  
(事業者)

ご指摘のとおりであり、工事騒音で、騒音規制法の基準として評価していますが、実態としては環境基準的な距離減衰もありますので、方法については検討します。

(委員)

資料5の44頁の廃棄物等の調査項目のところに、「地形・土地利用等の状況、廃棄物の種類ごとの最終処分場等における処分の状況」とありますが、その「最終処分場等における」というのは、まさにこのことですか。

(事業者)

現状の調査のところの最終処分場における状況については、対象としては、この3期の処分場は当然まだ出来ていないので対象にはなっていません。工事に伴う廃棄物が出てくるので、その受け皿としての最終処分場が何件あるとか、こういうものを受け入れられるかどうかという状況調査です。

(委員)

資料5の44頁の予測の手法のところで、「事業計画に基づく副産物の種類ごとの処分量等の把握により予測」とありますが、例えば、この副産物とは何を指しているのですか。

(事業者)

これまで神戸沖や大阪沖にあった処分場では、建設副産物として大量に出るということはありませんでした。例えば、護岸形成時にシルトプロテクター（汚濁防止膜）という膜を張りますが、その時に海藻等が付着し、それを処理した程度です。そのため、廃棄物等について大量に出てくるとは、現時点ではあまり考えていません。

(委員)

それでは評価の手法のところで、環境影響が実行可能な範囲で回避・低減されているかとなっていることは実際にはどういうことなのですか。そのイメージがよく分かりません。

(事業者)

基本的には可能な限り減量化して適正処理をするということが、廃棄物としての回避・低減だと考えています。

(委員)

それが出来るかどうかを評価するということですか。

(事業者)

方法論を含めて、受け皿の話や発生量なども含めて検討をさせていただくという形です。

(委員)

その辺のイメージがすごく心配だと思います。

(委員)

前半のことについて、水質や悪臭を評価するにあたって、例えば、腐敗性廃棄物を受け入れないということは書いているが、受け入れる廃棄物の性状はどうなのですか。全てにおいて受け入れる廃棄物の性状自体で影響評価項目が変わると思いますが、その辺りの想定をどこかできちんと書いているのですか。

(事業者)

受け入れる廃棄物については、方法書の2-1頁に現在の大阪沖と神戸沖で受け入れている廃棄物の受入基準を載せています、共通事項として、例えば特別管理廃棄物については受け入れない、あるいは水面に影響を生じる、油膜を発生するものといった海面処分場特有の支障を生じるようなものは、現行でも受け入れていません。今後新たに建設する3期処分場においても同様な考え方で考えています。個別の品目毎の基準は2-2頁に記載のとおりであり、我々が3期処分場で受け入れようとしている廃棄物の性状については、これらの基準を満たしたものとご理解いただきたい。

(委員)

例えば、悪臭や浸出水等の性状については数字が必要だと思いますが、そういう数字を元にして影響評価することになりますが、その数字はどこからもってくるのですか。

(事業者)

現在運営中のものも含めてこれまで4つの処分場を運営しているので、既存の処分場のデータを活用することとしています。

(委員)

評価においては大事なところなので、定量的な数字をどこからどうもってきたということは、根拠も含めて示してほしいと思います。

(事業者)

そのように考えていきたいと思います。

(委員)

資料5の45頁の景観のところ、航路上の神戸港遊覧船からやるということですが、海上からの眺望ポイントとして他のルートがないのかどうかということと、それからこのルートに関して、2ポイントでやるのか、あるいは最短地点だけやるのか、その辺りを確認させていただきたい。

(事業者)

遊覧船のルートはいくつかあると思いますが、主なところは神戸港で運航されている船舶の会社に確認して選定をしました。当然ルート上でいくつかを撮影、あるいは眺望していく必要があると思いますので、それをやっ

きたい。ただし、最終的にどの眺望でやるかということは答えられませんが、やはり最も視認しやすいところということになります。近景や中景ということで考えると、やはり人がそれを見やすいという意味でいくと、ルート上のどこかに設定するというのを今はまだ言えませんので、改めて検討したいと思います。

(委員)

もうこのルートよりも近接するルートは無いという理解でよいのですか。

(事業者)

はい、無いと思っています。

(委員)

今回の予定地の隣に第2期埋立処分場を造る場合も、やはりアセスメントをしていると思いますが、その際のアセスメントが正確であったかというか、その後どのように環境に影響があったかということはどう評価しているのですか。もし評価されていて、仮に予測と実態が違っているようなことがあった場合に、今回の調査方法の検討にフィードバックしているのですか。

二つ目としては、水質のところ、形状については変更しないので調査項目には入れていないとの説明でしたが、今回の事業による水質への影響について、事業前、事業後で考え方に以前と変わりがなくとも、影響を含めて評価しないと、事業後にどういう状態になるということが的確に評価できないと思いますが、それについてはどうですか。

(事業者)

1つ目のご質問について、現在2期処分場を含め、六甲アイランド南建設事業についての事後調査を行っています。これは要綱アセスを実施しましたが、3者共同で事後調査を行い、速やかに結果を報告しています。その際に予測値との比較は行っていません。現在の環境基準やその当時の水質との総合的な比較であり、変化の程度の評価です。

2つ目のご質問について、予測にあたっては水質の現況調査を行って、モデルを使って将来の値を出すわけですが、その際に現状のバックグラウンドを含めて周辺海域の水質を測定し、それがその事業によってどう変化するか、その変化の程度を見たり、あるいは基準値がある場合は基準値との比較をします。先程ご説明しましたとおり、その行為自体は現在の海岸の地形といったものを使って行いますので、事業実施前後による評価は行いにくいと考えています。整理の問題として、今回のアセスメントはあくまでも埋立ての再アセスではなく、最終処分場の建設によるアセスメントということであり、我々の事業による形状の変化というものはなく、あくまでも浸出処理水を排出するという行為なので、その結果は浸出処理液を排出することによる水質の影響を評価するという形です。

(委員)

全体的な評価が分かった方がアセスメントとしてはより有効ではないかと思えますということだけ申し上げておきます。

(委員)

この計画の全体像の地理的な俯瞰したというか、そういう地図は方法書の2-3頁の図が最も分かりやすい地図ですか。例えば、温室効果ガスを見た場合に、方法書の7-9頁にある二酸化炭素の項目が廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行という点に関して、非選定理由として車両の運行はないというのは分かりますが、船舶の方は別のところで挙げているから分けて見えています。始点と終点というか、実際に廃棄物や覆土材が動くフローチャートのようなものが、住民への説明をする時に分かりやすいものがないのかなと思いました。

(事業者)

現在は方法書の段階で、ここには書いていませんが、準備書の結果を出す際にはどの範囲で、例えば大気質にしてもどこを確認したのかということが目に見て分かるようにしたいと思えます。

(委員)

資料5の45頁の景観の調査位置について、その調査位置は2期工事の時と同じなのですか。

それと、ポートアイランドの南に空港があって、ここは観光の拠点のような所だと思いますが、そこからの眺望というのは考えなくてもよいのですか。

(事業者)

1つ目のご質問について、前回のアセスメントの時とは若干異なる点があります。前回は6地点です。

今回の選定にあたっては、景観50選の地点を元にしてはいますが、景観調査位置としては空港については入っていません。

(委員)

出来れば2期工事の時の景観の地点は、比較というかこういうふうに変わったというのがあった方がよいかと思えますので、同じ場所も選定してもらったらよいかと思えます。

空港も、空港に到着してすぐ目に入るのではないかと思えますので、入れてもらった方がよいと思えます。

(会長)

事業者はそのことに対応するということですね。

先生方の質問にもいろんな分野が出てきて、すぐには答えられないかとは思いますが、「その方に努力します」と言われるなど、少し回答された方がよいと思えます。どなたが答えても構いませんので、出来るだけスムーズに回答を

お願いします。

(事業者)

検討します。なお、景観について、今回、項目で選定しているのは、元々六甲アイランド南事業については、埋め立ての事業のアセスメントであり、いわゆるビルが建ったとか港湾施設が建ったという上物に対する景観という視点でされています。今回、我々の景観の項目の捉え方については、我々の事業ではそういう上物の建設等はなく、浸出液の排水処理施設が新たに出来るということについての景観の項目を選定しました。

(委員)

先程の質問の続きで、航路上のこれ以上の近傍ルートは無いとのお答えでしたが、方法書の2-3頁の広域図を見ると、赤で航路が示されています。これを見ると、南側を東西に走るルートが載っているようなので、より近接のルートが存在するということなので、配慮してもらう方がよいのではないかと思います。

(事業者)

これはいわゆる一般航路であり、遊覧船という感覚ではありませんので、この近傍ルートには入っていません。あくまでも人が景色を見て楽しむという意味では、遊覧船が一般的かなということで選定しました。もちろん、再度検討します。

(2) (仮称) 新温泉風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審査について

(事務局が資料4により、手続きの流れについて説明。その後、事業者が資料6により、対象事業概要及び計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果について説明。)

[質疑]

(委員)

先ほど動物の調査の中で、特に鳥類について、クマタカが一応高密度にいるという場所であるという認識はされているようです。ただそれ以外に、渡り鳥として、大型というよりも視認性の小鳥類の渡りの移動ルートになっている可能性のある場所です。私もそんなに情報を持っているわけではありませんが、日本海に沿って西へ行って南下するという認識で、多くの小鳥類の渡り鳥が移動している可能性が十分あります。なので、渡り鳥に関しての調査を入念にやってもらいたいと思いますし、同時に風力発電所なので、移動している時の高



度というものもきちんと取ってもらわないと、風力発電所の設置がどこまで影響するかは評価できません。渡りをするときのルートと飛行高度というのはきちんとやっていただきたい。

もう一つは、あまり触れていませんが、兵庫県が実施しているコウノトリの野生復帰に伴って、日本全国に現在約 122 羽コウノトリがいます。彼らも一箇所に住み留まるという訳ではなくて、特に若い時には、非常に広く移動します。この付近も何度も通っています。風力発電所予定地がコウノトリの移動ルートになっていないかということも、ぜひ確認してもらいたいと思います。

(委員)

資料 6 の 15 頁の「環境保全上留意が必要な施設」の地図で、赤い小さい丸がありますが住居です。上側の斜線の風力発電機の設置対象外のすぐ上は保安林になっています。そこには建たないという解釈でよいのですか。

(事業者)

斜線でない部分については、一応建てる可能性はあります。保安林の中を優先的に建てることで考えている訳ではありませんが、建てる可能性はあります。

(委員)

手続をすれば保安林でも建てられるということですか。

(事業者)

そういう認識でおります。

(委員)

基本的には積極的に建てる方向でいくということですか。ただ、住居等から 500m の範囲としていますが、これでよいのか疑問です。400m ぐらいから苦情が多いということになっていますが、500m でも十分影響があるだろうし、元々静かな所なので、そういう場所でこういうものがいきなり 130m で、おそらく尾根筋に建つ。結構音も伝播するだろうし、全く苦情が出ないとは言えないのではないのでしょうか。実際、今までの兵庫県の場合は、南あわじ市と淡路市で風力発電所を建てていますが、南あわじ市の場合は、南側の別荘地から苦情が出ており、淡路市の方は山すその方から苦情が出ています。そういうようなことがあり、いつもだいたい住居等から 400~500m のところですか。そうやってきたときに、この状態でよいのかどうか。ちょうど谷筋に家があり、仮に尾根の上に風力発電所が建った場合に、音だけではなく、シャドーフリッカーも掛かってくるとやはり苦情が出ると思います。今の段階でそこまでは書けないかもしれませんが、その辺のことを、しっかりした考え方でこの計画をやってほしいと思います。

(事業者)

まず 500m について、ご指摘のとおり環境省が出している苦情の報告等を元に設定していますが、あくまで配慮書の段階で、最低限重大な影響を回避する

という趣旨で500mと設定しています。ただ、500m離れたからこれで問題ないというような認識では全くありません。しっかりと風車の位置を決めて、出来る限り住居から間隔を取る方向で検討していきたいと思っています。

(委員)

該当地域の広さを考えた場合の21基という根拠はどのようなのですか。かなり余裕があるのですか、それともかなり狭い間隔で21基が収まるイメージなのですか、その辺のことを教えていただきたい。それと、やはりこういう風力発電所を作った場合に、どうしても管理用の道路が必要になります。そういうものはどんな形で計画されるものなのか教えていただきたい。

(事業者)

基数については、特にかなり狭い間隔でという感じではないと認識しています。

運搬道路については、今はこのように、面で、極めてざっくりとした情報になってしまっていますが、今後、より具体的にポイントで示すことができる段階になってくると思っていますので、その際にはそういった道路の場所を特定して、どれほどの拡幅が必要なのか等もお話しできると思います。

(委員)

景観のところで質問があります。相当住宅地の近傍に設置されるということと、150mの建物を見上げるため、角度も大きくなるということで、影響が懸念されます。その時に、配置の位置を検討するということの配慮と、環境融和塗装でという話がありますが、二つ聞きたいのは、家の大きさに関して、配置位置を検討する際にどれくらいの基準を想定して最終的に配置をするのかということが1点目です。

それから、環境配慮色を検討する際にやっていただきたいのは、背景との関係でおそらく出てくると思っていますので、フォトモンタージュ等の基礎情報として、四季の現場の状況というのを確認していただいて、それを加味して検討していただきたいと思っています。

(事業者)

1点目について、現状、風車について何度というような明確な決まりはないので、配慮書でも鉄塔のものということで示しているところです。この辺りは基数の問題等とも絡んでくると思っていますので、総合的に判断していくことになると考えています。フォトモンタージュの式の件については検討していきたいと思っています。

(委員)

「21基が仮に場所によって少なくなることも可能だ、ゼロオプションは考えない」ということが書いてあります。その辺はどのようなのですか。淡路市の風力発電所は、12基の予定が、現在は6基で稼働しています。その辺のことを

含めて、この 21 基が設置する場所によって、いろいろな意見の中から、例えば 15 基なるなど、というのは、ゼロオプションの話とはまた別と考えてよいのですか。

(事業者)

おっしゃるとおり、ゼロオプションとは別に、より具体的に検討を進めていった結果、21 基ではなくて、20 基であったり、15 基であったりと、実際に即した基数になるということは十分あり得るであろうし、むしろそちらの方がおそらくより実際に即したものになるであろうと想定しています。